

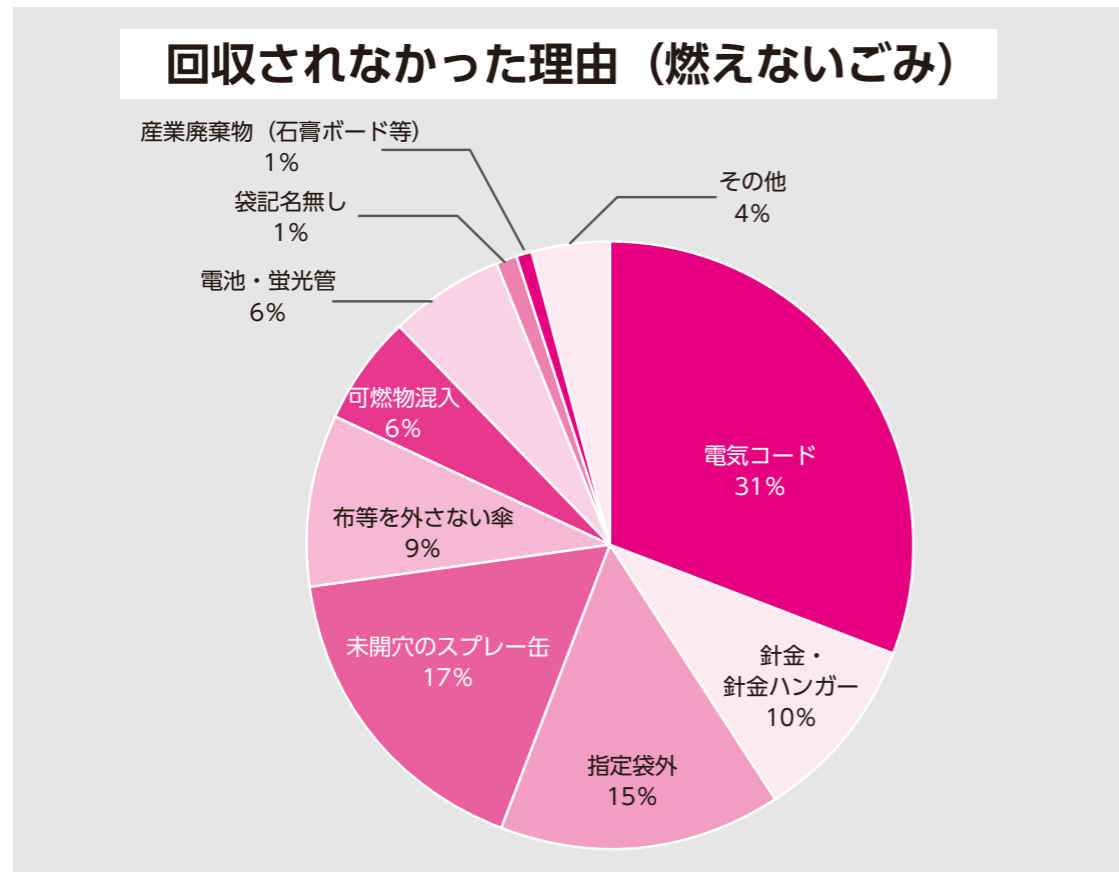
『環境にやさしい行動』のススメ vol.4
地球温暖化対策のため、環境の保全を意識した『環境にやさしい行動』を紹介します。
☎ 生活環境課 (☎ 42-2111)

レッツリサイクル！

～きちんと分けてきれいなまちに～

昨年度、皆さんから出された燃えないごみのうち、分別などが不適切なため回収されなかったものがあります。

その主な内容をお知らせします。



○電気コード

回収されなかった理由で、最も多かったものは、電気コードに関連したものです。
電気コードは、本体の根元から切断し、短く束ねて「鉄くずの日」に、リサイクルステーションの回収ボックスへ入れてください。役場や各地区生涯教育センターに設置している「小型家電回収ボックス」でも回収可能です。

なお、家電製品本体は家庭ごみ専用袋に入れて「燃えないごみ」で出してください。

○針金・針金ハンガー

針金や針金ハンガーは「鉄くず」として「鉄くずの日」にリサイクルステーションに出してください。ほかの鉄くずと混ぜて入れても構いません。

ごみは正しく分別し処理することで、資源として再利用できます。一人一人がリサイクルを意識して取り組みましょう。



国保・後期高齢者被保険者証等を更新します

◎新しい保険証を郵送します

現在お持ちの国民健康保険証、高齢受給者証などは7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい保険証は7月末に郵送します。新しい保険証が届いたら、内容をご確認ください。

■国民健康保険証

- ▶ 70歳未満…国民健康保険証
- ▶ 70歳以上 75歳未満…国民健康保険証、高齢受給者証

■後期高齢者医療保険証

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上 75歳未満の人（後期高齢者医療広域連合から認定を受けている人）

◎国保・後期高齢者医療限度額適用認定証は手続きが必要です

入院の際に必要な「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付しています。必要な場合（入院中または入院予定の人など）は新しい保険証と印鑑を持参のうえ8月1日以降に住民課窓口へ申請してください。

◎福祉医療費受給者証も更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい受給者証は7月末に郵送します。

8月診療分から中学生の福祉医療費給付方法が現物給付に変わります！

これまで、中学生が県内の医療機関を受診した場合、窓口で一部負担金を支払い、申請により医療費を給付していました。8月1日からは、新しい医療費受給者証と、加入している保険証を医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金を窓口で支払うことなく、医療を受けられるようになります。

※一部負担金とは、保険診療（保険証を提示して受けた診療）のうち、患者さんが医療機関等に支払う金額（総医療費の1割から3割）のことです。

◎限度額適用認定証を活用してください

手術や入院等により医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」を取得し、受給者証・保険証と併せて医療機関等に提示してください。申請方法など詳しくは保険者（保険証の発行元）にお問い合わせください。

☎ 住民課国保年金係（内線 2125・2122）

令和2年度 国民健康保険税の納税通知書を送付しました

令和2年度の税率および改正点は次のとおりです。内容をご確認のうえ、納期限までに納付してください。

令和2年度国民健康保険税率

	所得割	均等割 (円/人)	平等割 (円/世帯)	課税限度額
医療納付金分	7.5%	19,000円	22,000円	63万円
後期支援金分	2%	7,000円	6,000円	19万円
介護納付金分	2%	5,000円	5,000円	17万円

※介護納付金分は40歳～64歳までの人が対象
※所得割：加入者ごとに前年の総所得から基礎控除額（33万円）を差し引き、表の税率を乗じた額の合算

令和2年度改正点

①医療給付費分と介護納付金分の課税限度額が変更になります。

②軽減判定の対象となる所得基準額を引き上げ、低所得世帯における均等割と平等割の軽減対象世帯を拡充しました。

■5割軽減の基準額

（改正後）33万円+（28.5万円×被保険者数）
（改正前）33万円+（28万円×被保険者数）

■2割軽減の基準額

（改正後）33万円+（52万円×被保険者数）
（改正前）33万円+（51万円×被保険者数）

☎ 税務課（内線 2118）